平成２２年（フ）第９７号
大阪府泉佐野市湊２丁目３番20号
債務者　宮下ゆかり
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
大阪府和泉市伏屋町５丁目３番２―317号
債務者　内田　龍一
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
大阪府泉大津市なぎさ町２番６―1408号、前住所大阪府泉大津市なぎさ町２番６―1111号
債務者　宮原美知子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
大阪府貝塚市地蔵堂361番地
債務者　岩本　照子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
大阪府泉佐野市日根野4102番地の１プチメゾンセーヌ205、前住所大阪府池田市五月丘２丁目１番18号
債務者　小林　妙子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
大阪府和泉市万町45番地
債務者　山内　雅子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
大阪府貝塚市海塚368番地
債務者　古川　昭平
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
大阪府貝塚市澤1061番地４アバンドール二色ノ浜306号
債務者　山口　　繁
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
大阪府泉南市樽井９丁目３番３―209号
債務者　山田　俊行
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５８５号
香川県高松市西町９番８サーパス西町501号
債務者　坂野　容子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３７号
香川県高松市池田町841番地61
債務者　奥　　香織
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６６９号
山口県下関市豊浦町大字川棚2335番地１、申立時の住所長崎県西海市大瀬戸町多以良外郷3089番地
債務者　楢木　裕光
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６７６号
長崎県長崎市文教町11番28―404号
債務者　棚原　由美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６号
長崎県長崎市八つ尾町13番25号　シティハイツM202号、旧住所長崎県長崎市風頭町２番８―305号
債務者　松島　裕介
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０号
長崎県長崎市琴海戸根町1024番地１、旧住所長崎県長崎市琴海尾戸町2517番地15
債務者　田崎　瑞代
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０号
山口県宇部市川添２丁目１番７号、前住所山口県宇部市明治町１丁目５番13号
債務者　仲嶋　克己
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１３７４号
千葉市若葉区千城台西３丁目11番２棟401号
債務者　小林　明子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係